

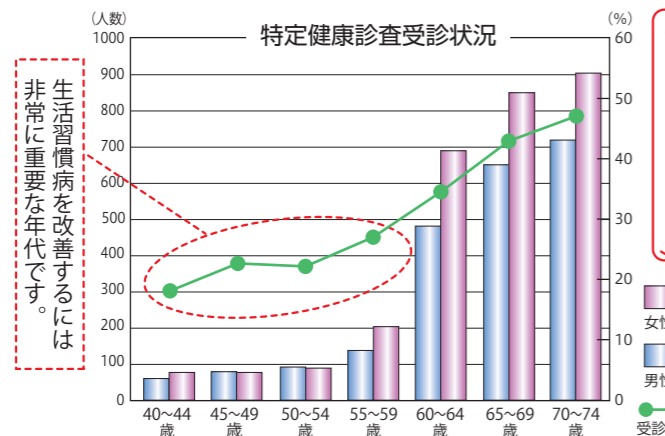
健康

年に1度は特定健康診査を受けましょう

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014

特定健康診査を6月から実施します。対象の人には5月末に受診券をお送りします。詳しくは、受診券に同封する案内または、広報みとよ6月号をご覧ください。この機会に、ぜひ受診しましょう。

増え続ける生活習慣病。そのほとんどに自覚症状がありません。健康診査の第一の目的は、そんな生活習慣病の早期発見です。過剰に蓄積された内臓脂肪は、高血圧症、脂質異常症、糖尿病などの生活習慣病の原因であることがわかっています。特定健康診査は、内臓脂肪が過剰に蓄積した状態である「メタボリックシンドローム」に着目した健康診査です。



40~59歳までの受診率がとても低い。年に一度は健康診査を受けましょう。生活習慣病を改善するには非常に重要な年代です。

40~50歳代の人にもっと受けてほしい

募集

若者定住促進・地域経済活性化事業補助金のお知らせ

▶申し込み・問い合わせ 田園都市推進課 ☎73-3011

若者の定住や地域経済の活性化を目的に、40歳未満の若者世帯の住宅取得に対して補助金を交付します。本年度が最終年度となりますので、忘れずに申請してください。

対象

- ・交付申請日に40歳未満の人
- ・交付後5年以上継続して補助対象住宅に居住する人
- ・市税を滞納していない人

対象住宅

- ・平成23年4月1日から平成26年3月31日までに市内で新築または購入し、建物の権利に関する登記日から3カ月以内の住宅
- ・市内業者が建築し、または市内業者から購入した住宅
- ・居住することを目的とした玄関、居室、便所、台所および風呂を備えた住宅
- ※店舗併用住宅の場合は、居住部分の面積のみ補助対象とします

補助額

- ・住宅取得に要した費用が1,500万円以上の場合100万円
- ・住宅取得に要した費用が1,500万円未満の場合は取得金額の20分の1

申し込み期限

平成26年2月28日（金）まで
新築（購入）、取得金額の全額の支払い、保存登記等を済ませて申請してください。

※補助金には右記以外の要件があります。詳しくは事前にお問い合わせください

お知らせ

市健康増進計画を見直しました

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014

基本理念
三(み)んなで元気に豊かな人生

この計画は、策定から5年目に計画の中間評価を行うこととなり、平成24年度において三豊市健康増進計画策定委員会を開催し、評価・検討を重ね、市健康増進計画を見直しました。新たな計画では、健康づくりに関する7分野52項目について目標を見直しました。市民一人ひとりが自分にあった健康づくりを実践し、生活習慣の見直しや改善を行い、健康で楽しく暮らすことができるよう、市民の自主的な取り組みを推進します。

平成20年3月に策定した市健康増進計画は、29年度を目標年度とする10年間を計画の期間として、市民の「健康寿命の延伸」および「生活の質の向上」の実現に向けた目標を設定しています。

申請（電話でも可）により予診票を発行しますので、指定医療機関で接種してください。

接種方法

自己負担金 1回3,800円

接種回数 生涯2回まで（3回目以降は対象となりません）

対象

75歳以上の人で過去5年以内に肺炎球菌ワクチンを接種していない人

対象

市の病態別死亡率をみると悪性新生物、心疾患について肺炎が第3位となっており、県平均を上回っています。

高齢者の肺炎を予防することを目的として、満75歳以上の人を対象に高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種を実施しています。対象者で希望する人は、健康課へお問い合わせください。

くらし

災害時要援護者登録制度をご存知ですか？

▶問い合わせ 福祉課 ☎73-3015

災害時要援護者登録制度とは

災害時要援護者の避難支援は、地域支援者（隣近所に住んでいて、支援していただける人）や自主防災組織、自治会など地域の皆さんによる助け合いが基本となります。登録を希望する人は、地域支援者を自ら見つけて、登録申請書を提出してください（地域支援者を見つけることが困難な場合は、民生委員児童委員や自治会長にご相談ください）

市は登録申請書を元に登録台帳を作り、その台帳を災害時要援護者の地区の自治会長や民生委員児童委員へ提供して、地域の皆さんに日頃の見守りや災害時の避難誘導などの支援を行っていただけるようお願いいたします。

災害時要援護者登録の対象者

- ① 在宅で生活する次のような人が登録できます。
- ② 介護保険の要介護認定者およびこれに準ずる人
- ③ 心身障害者
- ④ 65歳以上の一人暮らし高齢者およびこれに準ずる世帯の人
- ⑤ ①～③以外で、避難の際に地域の皆さんの支援が必要な人

地域支援者とは

災害時要援護者を普段から見守り、災害時には必要な情報を伝えたり、一緒に避難したりすることを心がけていただく人です。決して責任を伴うものではありません。ふだんから良い近所付き合いを心がけ、できる範囲で支援してください。

登録申請は

福祉課または各支所で登録申請をしてください。窓口まで来られない人は、地域の民生委員児童委員や自治会長にご相談ください。